

# 第148号議案

## 石巻広域都市計画区域の変更（宮城県決定）

都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画の名称  
石巻広域都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
石巻市潮見町の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
なし
- 4 変更理由

本都市計画区域は石巻市を中心とする広域石巻圏（2市1町）の中核を担う重要な地域であり、令和元年5月策定の「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「拠点型工業地」に位置付けられ、臨海型工業の集積、高度化を促進することとしている区域である。

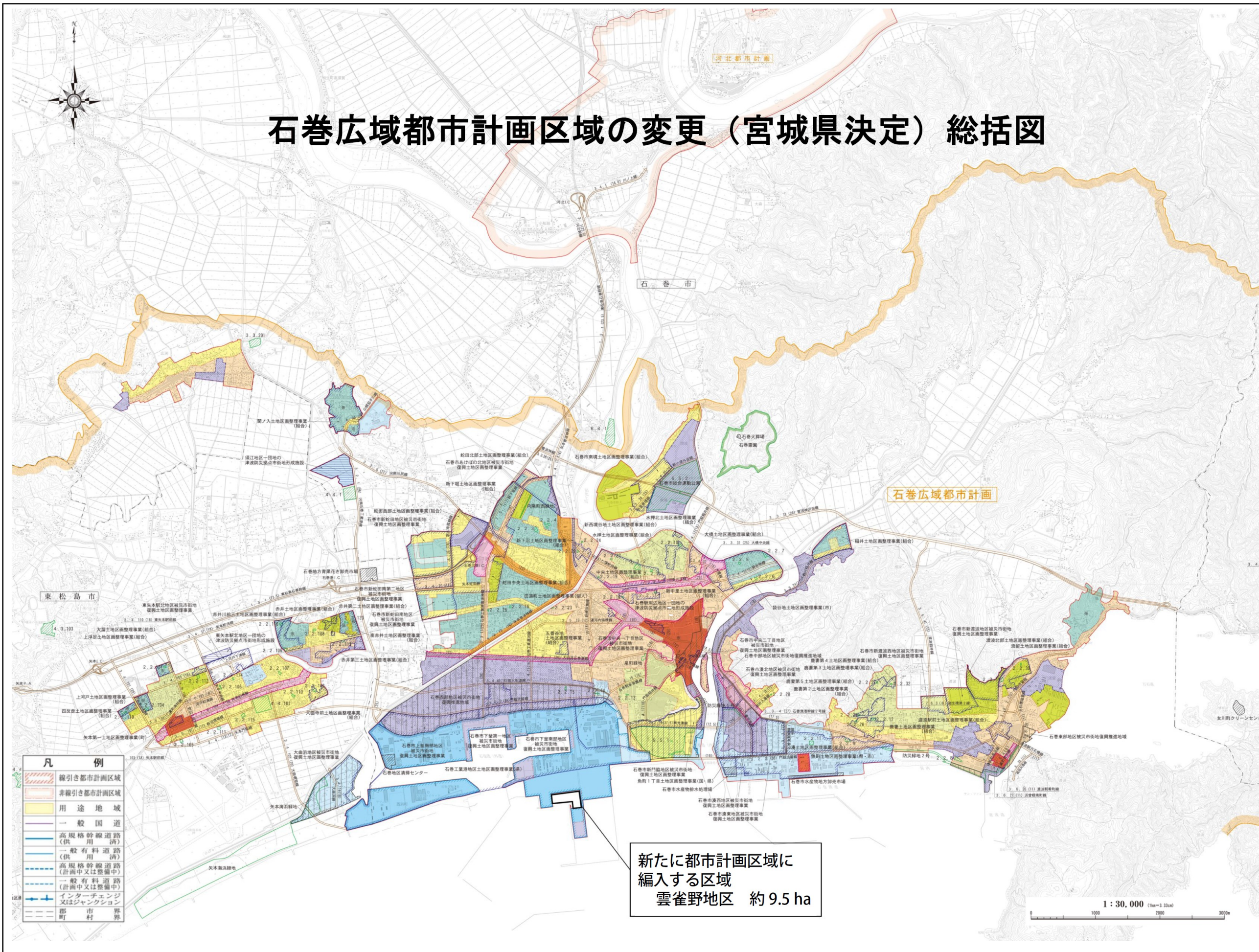
このため、当地区は一体の都市として総合的に整備、開発及び保全していく必要があることから、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により、本都市計画区域の変更を行うものである。



石巻広域都市計画区域の変更（宮城県決定）

総括図

石巻広域都市計画区域の変更（宮城県決定）総括図





石巻広域都市計画区域の変更（宮城県決定）石巻市（雲雀野地区）計画図

石巻広域都市計画区域の変更（宮城県決定）

計画図

